

---

社会福祉法人明応こども園

# 入園のしおり

<重要事項説明書>

---



明応こども園

# 令和8年度 明応こども園重要事項説明書

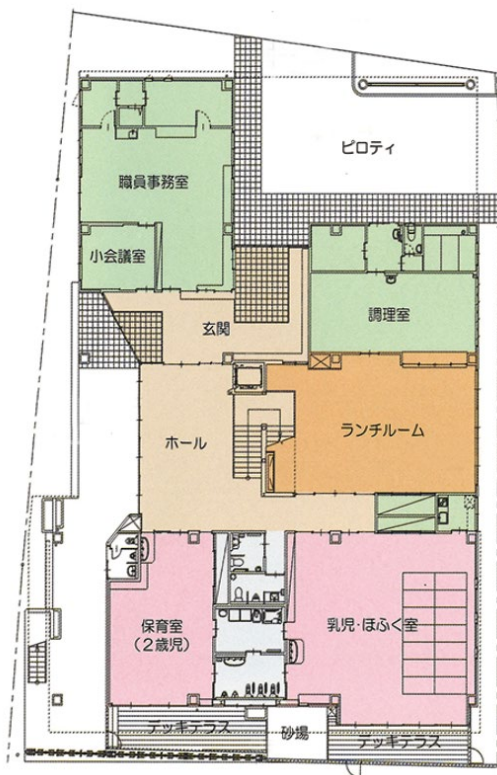
教育及び保育の提供開始にあたり、当園が説明すべき内容は以下の通りです。

## 施設等の概要

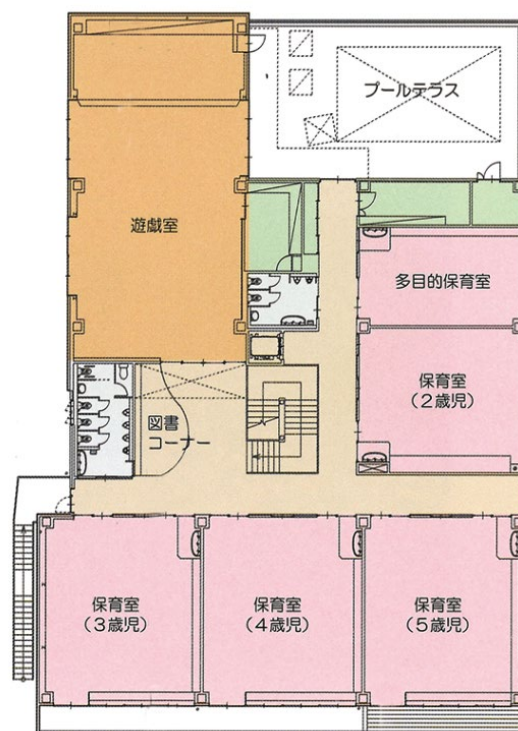
種別	保育所型認定こども園
運営法人の名称	社会福祉法人明応保育園
施設の名称	明応こども園
施設の所在地	〒505-0053 美濃加茂市加茂野町木野 1167 番地
電話番号	(0574)25-5601
FAX 番号	(0574)25-5603
メールアドレス	hoikuen@myouo.or.jp
施設管理者職名・氏名	園長 佐々木 顕

## 園舎配置図

1 F



2 F



## 居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷地面積	2,623.41 (㎡)		
建物構造	鉄骨 2 階建て		
建物延面積	1,226.61 (㎡)		
区分	室数	面積 (㎡)	その他
保育室	5	274.5	調理室、木浴室、職員室 医務室、会議室等
遊戯室	1	128.5	
乳児ほふく室	1	96.9	
ほふく室	1	44.8	

## 施設の目的

明応こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。

## 運営の方針

1. 良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。
2. 利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。
3. 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
4. 利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 提供する特定教育・保育の内容・保育目標

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

## 教育保育目標

- ①体の丈夫な子 ②ありがとうと感謝する子 ③自分で考え創り出す子

## 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種は次の通りです。

園長、副園長、主任保育士、副主任保育士、保育士、管理栄養士、調理員  
看護師、園医(内科医、歯科医)

園医は、園児の健康に関して、相談や内科と歯科の健康診断を行います。

## 特定教育・保育を行う日及び時間

特定教育・保育を提供する日と時間は次の通りです。

【1号認定（保育を必要としない3歳以上児）】

提供する日	月曜日～金曜日
教育時間	標準時間 午前9時00分～午後3時00分（6時間）
預り保育	午前 8時30分～午前9時00分 午後 3時00分～4時30分
休園日	日曜日・土曜日・祝日
長期休暇	冬季 12月26日～1月3日
	夏季 8月12日～8月15日
	春季 3月27日～入園式の前日

【 2 号（保育を必要とする 3 歳以上児）・3 号（保育を必要とする 3 歳未満児）】

提供する日	月曜日～土曜日 ※土曜保育利用は申請書が必要です	
保育時間	保育標準時間 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分（1 1 時間）	
	保育短時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）	
延長保育	保育標準時間	朝 午前 7 時 00 分～午前 7 時 30 分
		夕 午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝 午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分
		夕 午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
休園日	日曜日・祝日・年末年始（1 2 月 30 日～1 月 4 日）	
	1 2 月 19 日 土曜日（※職員研修のため）	

この規程に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがあります。

非常災害その他急迫の事情があるときや、園の判断で特定教育・保育の提供を行わないことがあります。

**利用者負担その他の費用等**

1. 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 1 4 条第 3 項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収させていただきます。
2. 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 1 4 条第 3 項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表 1 に掲げる特定利用者負担額を徴収させていただきます。
3. 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 1 4 条第 4 項の規定により、別表 2 に掲げる実費を徴収させていただきます。

**利用定員**

利用定員は次の通りに定めます。

- 1 号認定（保育を必要としない 3 歳以上児）
- 2 号認定（保育を必要とする 3 歳以上児）
- 3 号認定（保育を必要とする 3 歳未満児）

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号				9 人	8 人	8 人	2 5 人
2 号				2 2 人	2 3 人	2 3 人	6 8 人
3 号	6 人	1 5 人	2 1 人				4 2 人
合計	6 人	1 5 人	2 1 人	3 1 人	3 1 人	3 1 人	1 3 5 人

## 園の1日

### <登園>

「先生、おはようございます。」元気な挨拶から楽しい1日の始まりです。

登園したら、自分で身支度を行います。

### <自由あそび>

遊ぶことは学ぶこと。自分で好きな遊びを見つけ友だちや保育士と関わりながら十分に楽しみます。

### <食事>

ランチルーム（未満児は保育室）で出来立て給食をいただきます。

食事のマナーを身につけながら、楽しくいただきます。

### <午睡>

十分に遊んだあとは身体をゆっくり休めます。

### <おやつ>

食事を補うお菓子、フルーツ、飲み物や手作りおやつ等、楽しくいただきます。

## デイリープログラム

3歳未満児	時間	3歳以上児
開所・延長保育（早朝）	7時00分	開所・延長保育（早朝）
順次登園		2号児童 順次登園
おやつ	9時00分	1号児童 登園
朝の会		朝の会
主活動	10時00分	主活動
（戸外あそび・自由あそび・散歩）		（戸外あそび・自由あそび・散歩）
保育室にて給食	11時00分	
午睡	12時30分	ランチルームにて給食
		戸外あそび・自由あそび
おやつ 絵本	15時00分	絵本 1号児童 おやつ
		1号児童 降園 2号児童 おやつ
順次降園	16時00分	帰りの会
延長保育（夕方）		2号児童 順次降園
閉所	19時00分	延長保育（夕方）
		閉所

年少児は秋頃まで、年中児・年長児はプール期間中に午睡があります。

## 年間行事

4月	入園式、進級式、花まつり	10月	保育参観
5月	ぎふ花まつり、降誕会	11月	保育まつり
6月	親子スポーツフェスタ	12月	創立記念日、成道会、冬季特別保育
7月	夏まつり	1月	お正月
8月	夏季特別保育、プール参観	2月	報恩講
9月	祖父母参観	3月	発表会、卒園式、春季特別保育

※年度により行事が異なる場合があります。詳しくは年間行事計画をご参照ください。

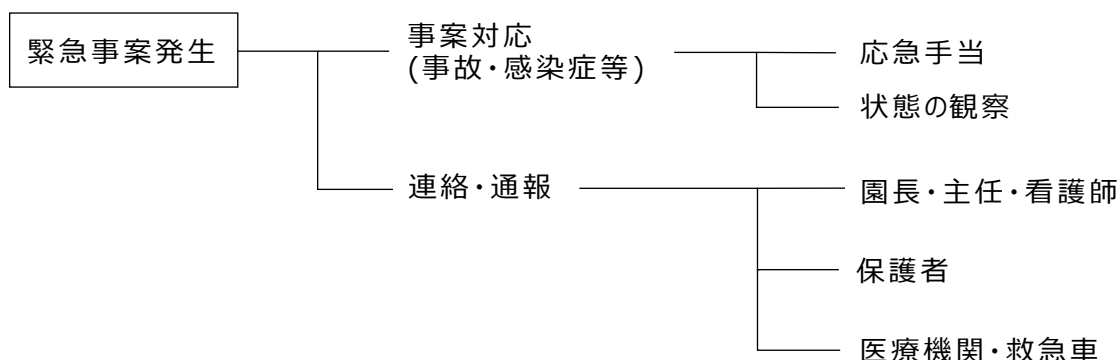
## 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項です。

利用者の内定	<p>【1号認定】 本園の教育保育理念に十分な理解がある保護者を対象とし、応募者が多数の場合は在園児に兄弟姉妹がいる子ども、卒園児に兄弟姉妹がいる子どもを優先とした選考抽選とする。</p> <p>【2号・3号認定】 市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。</p>
退園の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号・第2号・第3号の子どもに該当しなくなったとき。</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき。</li> <li>・市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。</li> <li>・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。</li> </ul>
留意事項	<p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。</p>

## 緊急時等における対応方法

子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、事故防止マニュアル・危機管理マニュアルに沿って、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。



## 災害発生時の取扱いについて

美濃加茂市に気象警報、特別警報が発令された場合の取扱いは以下の通りです。

強風注意報	<p>強風注意報発令中は原則開園しますが、警報に切り替えられる可能性がある気象条件下では、お迎えをお願いする場合があります。</p>
暴風警報	<p>暴風警報が発令時に保育中の場合は、園児の安全確保のため、速やかに降園をお願いします。また、登園前にすでに発令されている場合は、登園を見合わせ自宅待機をお願いします。</p> <p>警報解除後は保育再開に努めますが、時間帯や被災状況により休園することがあります。</p>
特別警報	<p>暴風警報と同じ取扱いとなります。</p>



## 記録の整備

特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 利用料等

別表1（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
3歳以上保育教材費	保育の充実のため	5,000円
3歳未満保育教材費	保育の充実のため	2,500円
環境整備協力費	保育環境の充実のため	5,000円

別表2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食主食代	主食（ご飯・パン代）毎月	500円
給食副食費	保育料の無償化によって 1号認定・2号認定 毎月	5,000円
園児服	在園時の認定、通園時の服装	6,000円
夏用園児服	在園時の認定、通園時の服装	2,500円
カラー帽子	通園時に使用	1,000円
通園カバン	通園に必要な物の持ち運び	4,000円
サブバック	必要な物の持ち運び	800円
体操服	体操遊びの着替え	3,500円
シール帳（シール付）	毎日の登園記録	※700円
おたよりばさみ	おたよりの持ち帰り	※600円
卒園アルバム	園生活の思い出（年長児のみ）	※10,000円

※メーカーの仕入れにより毎年変動があるため、おおよその金額

### 【2号・3号認定子どもの延長保育に係る利用者負担】

延長保育料 30分につき100円

7:00	7:30	18:30	19:00
延長保育	保育標準時間（11時間）		延長保育

7:00	8:30	16:30	19:00
延長保育	保育短時間（8時間）		延長保育

### 【1号認定預り保育に係る利用者負担】

延長保育料 30分につき100円

8:30	9:00	15:00	16:30
延長保育	教育保育時間（6時間）		延長保育

## 持ち物

持ち物には全部写真と同じところにひらがなで名前を記名してください

### <毎日使うもの>



通園カバン



シール帳面



サブバック

通園カバン前ポケットに収納



カラー帽子

クラスごとに色が異なります  
0歳児の帽子はご家庭で用意  
をお願いします



お手拭きタオル

30cm×30cm 位の  
ループ付のもの



くつ

ひも靴や履きづらいもの  
などは控えてください



エプロンセット

※0.1.2歳児クラスのみ



ストロー付マグ

※コップで飲むことが  
難しいお子さんのみ



水筒

水分が多く必要な時のみ  
用意をお願いします

## <エプロンセット>

エプロンセットとは、食事の際に衣服の汚れを防ぐためのエプロン、口や手を拭くタオル、使用後の汚れたものを入れる袋をひとまとめにしたものです。0・1・2 歳児クラスで使用します。



エプロン

ハンドタオル

← ジップロックなどの袋に 1 つにまとめてください  
使用後は袋に入れて返却します

## <園でお預かりするもの>



おたよりばさみ

配布物があるときのみ  
持ち帰ります



着替え袋

園で汚れた時に着替え  
るもの



0 歳児帽子

園で保管しておき戸外に  
出るときに着用します  
※0 歳児クラスのみ



おむつ

おむつ、袋にすべて記  
名してください  
※必要なお子さんのみ



おしりふき

乾燥を防ぐためにも袋や  
ケースに入れてください  
※必要なお子さんのみ



布団セット

※午睡を行うクラスのみ

## <着替え袋の中身>

着替え袋は園にてお預かりします。汚れたら着替えます。使用した場合は補充をお願いします。衣替えの時期に持ち帰り中身を入れ替えます。



**上着**  
夏はTシャツ  
冬はトレーナー



**ズボン**  
シーズや布の硬いものは控えてください



**ビニール袋**  
汚れた衣類を持ち帰る用です  
5~10枚程度

**3.4.5歳児**

1~2セット

**0.1.2歳児**

2セット

上記セット数を着替え袋に入れて頂き、園でお預かりします



**肌着**



**靴下**



**下着**



沐浴用・泥遊び用タオル  
(35×80cmくらいのもの)  
沐浴やシャワーを浴びた後に使用します。  
※タオルは1セットのみの用意で結構です。

## <布団セット>

午睡用の布団は、布団袋に入れてご用意をお願いします。なお、枕やパジャマは使用しません。布団は、汗をかきやすい時期は毎週、それ以外の時期は隔週で持ち帰っていただきます。お手数をおかけしますが、洗濯をしてから再度お持ちくださいますよう、お願いいたします。



**敷布団**



**掛布団**

夏はタオルケット  
冬はブランケット

## <その他の留意事項>

### 登降園について

登降園の送迎は、各ご家庭の自家用車でお願いいたします。園ではバスによる通園は行っておりません。駐車場内では、安全確保のため、必ず保護者の方が子どもと手をつなぐ、または抱っこをして移動してください。子どもの引き渡しは玄関にて行います。その際、設置しているタブレットにて登園・降園時間の打刻入力をお願いいたします。登降園時間は、延長保育料等の算定に関わる大切な記録となりますので、打刻漏れのないよう、必ず入力をお願いいたします。

### 一方通行のお願い

送迎の際は、安全確保のため一方通行とします。園舎南側の道路から進入し、砂利または舗装の駐車場をご利用ください。お帰りの際は、園舎東側からの退出をお願いいたします。周辺には民家がありますので、必ず一時停止を行い、周囲の安全を十分に確認してください。なお、駐車場内のスペースには限りがあります。事故防止のため、譲り合ってのご利用にご協力をお願いいたします。



① 南側運動場から進入



② 砂利駐車場東側から退出



### 土曜保育および特別保育の利用について

土曜保育および特別保育の利用には、事前に申請書の提出が必要です。利用にあたっては、就労の有無を確認させていただきます。なお、兄妹のクラブ活動等を理由とした利用は受けできませんので、ご了承ください。その他の事情につきましては、個別にご相談ください。特別保育は、通常保育とは異なり、長期休暇期間に、保育を必要とするご家庭を対象として実施しています。弁当の持参をお願いしています。あらかじめご理解・ご協力をお願いいたします。

### 離乳食・アレルギー除去食・代替食について

離乳食およびアレルギー除去食・代替食については対応しますので、あらかじめ園までご相談ください。毎月お配りする献立表をご確認いただき、食べられない食材がある場合は、該当箇所にチェックをして提出してください。食事内容について不安な点がある場合は、管理栄養士へご相談いただくことも可能です。なお、ご家庭で食べたことのない食材については、ご家庭での提供が完了し、問題なく食べられることを確認できたものに限り、園でも提供します。これまでに食べたことのない食材については、園での提供は行いません。

食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。

## 与薬について

園では医療行為を行うことができないため、与薬については事前に医師へご相談のうえ、できる限り朝や夜など保護者の方がご家庭で投薬できるよう調整をお願いします。やむを得ず園での与薬が必要な場合は、与薬依頼書をご記入のうえ、必ず提出してください。

## 午睡について

午睡は、0・1・2歳児および年少児を対象に行います。また、年中児・年長児については、プール活動期間中のみ午睡を行います。布団の用意はご家庭でお願いします。なお、パジャマや枕は必要ありません。すべての持ち物には、見えやすい場所に記名をお願いします。

掛布団の切り替えは時期を見てお知らせします。汗をかく時期は毎週、それ以外の時期は隔週の持ち帰りとなります。

	夏季	冬季
0歳児	敷布団、掛布団（タオルケット等）、布団収納袋	敷布団、掛布団（ブランケット等）、布団収納袋
1歳児		
2歳児		
3歳児		秋までの午睡となります。
4・5歳児	プール期間中のみ	午睡は行いません

## 外部講師について

園では外部指導として以下の講師に正課レッスンを指導していただいています。

種別	開催日	頻度	講師名
リトミック	第3金曜	月1回	日江井好子
体操教室	毎週木曜	週1回	スポーツファクトリースキップ
えいごであそぼ	毎月	月1回	ECC 英語教室
サッカー教室	毎月	月1回	アクティジャパン
かがくあそび	毎月	月1回	学研幼児教室

## レッスン対象区分

	リトミック	体操	ECC	サッカー	学研
0歳児	○				
1歳児	○				
2歳児	○				
3歳児		○			
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	○

## 課外教室について

ピアノ教室・体操クラブ・ECCの課外レッスンがあります。内容や詳細につきましては、各講師へ直接お尋ねください。講師の連絡先は園よりお知らせしますので、ご不明な点がありましたらお気軽にお声がけください。

## 園外保育時のバス利用について

保育の一環として園外保育や行事等を実施する際、園が運転するバスを利用する場合があります。バスの運行にあたっては、運転者の体調管理および安全確認を行うとともに、乗車中は職員が同乗し、園児の安全確保に努めます。乗降者の際は、人数確認を徹底するとともに、置き去り防止ブザーを活用し園児の置き去りを防ぎます。また、園外保育の内容や実施時期、バス利用の有無については、事前に保護者へ通知する。なお、園外保育時のバス利用については、入園届において保護者の承諾を得たうえで実施するものとします。

## 園の広報活動における写真等の取扱いについて

保育内容や行事の様子を保護者および地域に伝えることを目的として、園児の活動写真をホームページ等に掲載する場合があります。掲載にあたっては、適切な管理のもとで行います。写真等の掲載については、入園届において保護者の承諾を得た範囲内で行うものとします。

## 保育料等の納付について

毎月 26 日（26 日が土日・祝日の場合は翌週の平日）に、保育料および給食費を口座振替にて納付していただきます。登録口座より振替を行いますので、あらかじめ口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。なお、振替に先立ちまして請求書をお渡ししますので、内容をご確認ください。請求額は、当月分の保育料および給食費と、前月 11 日から当月 10 日までに利用された延長保育料を合算した金額となります。

## 保育中の怪我について

遊びの中で友だちと関わりたい気持ちや、玩具が欲しいなどの思いを、言葉で十分に伝えることがまだ難しい乳児期（0・1・2 歳）では、関わり合いの中で噛みつきやひっかき等が起こることがあります。また、幼児期（3・4・5 歳）においても、気持ちの行き違いからケンカが生じることは日常的に見られます。園では、職員間で連携しながら子どもたちの安全に十分配慮し、見守り体制を整えて保育を行っていますが、集団生活の特性上、十分に注意を払っていても、怪我を完全に防ぐことが難しい場合があります。また、子ども自身がバランスを崩して転倒したり、物にぶつかったりすることもあります。こうした怪我の多くは、身体機能の未熟さや経験の少なさによるものであり、日々の生活や遊びの中で経験を積み重ねることで、次第に大きな怪我を防ぐ力が育っていきます。

## 連絡帳アプリの登録について

園からのお知らせや連絡、日々の様子の共有のため、連絡帳アプリを使用しています。入園説明会で配布する案内に従って、保護者の方ご自身でアプリの登録をお願いいたします。登録後は、欠席・遅刻の連絡や園からのお知らせの確認等にご活用ください。

## 育児担当制について

当園では、乳児期（0・1・2 歳）の子どもを中心に育児担当制を実施しています。決まった保育士が主にお世話をする中で、子どもが安心して過ごせる関係を築き、個々の発達や生活リズムに合わせた保育を行っています。

## 保護者支援について

子育てに関する悩みや不安がありましたら、いつでもご相談ください。担任保育士だけでなく、主任保育士や園長も対応いたしますので、お気軽にお声がけください。

また、保護者支援の一環として、子育て文庫の図書を園玄関にて随時貸し出しています。貸出しの際は、受付票にてルールをご確認ください。

## 保護者の保育参加について

園では、保護者の方に保育に参加していただき、子どもたちの様子や、日頃の保育の様子をご覧いただく機会を設けています。給食も無償でお召し上がりいただけますので、子どもたちの園での生活を知る機会として、ぜひご参加ください。また、保育参加後には担任との懇談の時間を設けることもできます。

参加は随時受け付けておりますので、日程についてはご相談ください。なお、園の都合や行事等により、お受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 保護者会について

こども園にご入園と同時に、すべてのご家庭に保護者会へ入会いただいております。それに伴い、年間 3,000 円を保護者会費として徴収させていただきます。会費は、行事の際の子どもたちへのお菓子代や、保護者の方の保険料、スポーツ振興センター共済掛金等に充当させていただきます。

また、保護者会役員の方には、園行事の際にお手伝いをお願いしております。役員の選出につきましては、主に年長児の保護者の方を中心にお願いしております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 虐待防止等の措置について

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、家庭において児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他関係法令に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。（虐待が疑われる場合、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、通告する義務があります。）

## 個人情報の取扱いについて

当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密は絶対に漏らしません。

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

## 保険について

保育中に発生した事故や怪我につきましては、下記の範囲内で保険が適用されます。  
 なお、保険の掛け金につきましては、保護者会費より充当させていただいております。

また、このほかにも、園児のケガだけでなく、家族の賠償事故なども補償される、保護者向けの任意保険があります。加入を希望される方や、詳しい内容をお知りになりたい方は、園までお知らせください。（キッズガード）

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
保険の種類	災害共済給付	
利用者負担額	365 円/年 （保護者会費から徴収）	
災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その範囲である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障がい	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金 4,000 万円～88 万円〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの） 死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの） 死亡見舞金 1,500 万円〔通学（園）中の場合も同額〕

